

一般社団法人 高知県漁業就業者支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県漁業就業支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、漁業の担い手の確保を図る取り組みを実施するとともに、国の漁船リースに係る施策を活用する高知県内に本拠地を置く漁業者の漁業構造改革に係る取り組みを支援し、持続可能な収益性の高い漁業操業体制への転換を図り、もって高知県水産業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 漁船・漁具等のリースに関する事業
- (2) 漁業への就業相談に関する事業
- (3) 漁業就業の情報発信に関する事業
- (4) 漁業就業のための各種研修に関する事業
- (5) 漁業就業への支援に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の会員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 高知県に住所又は事業所を有し、法律に基づいて設立された漁業協同組合及び県内の地方公共団体であり、この法人の目的に賛同し、入会した者。
- (2) 賛助会員 個人又は団体であって、この法人の事業を賛助するために入会した者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、この法人が別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、この法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名をすべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき。
- （2）第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- （3）総正会員が同意したとき。
- （4）成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- （5）当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団・財団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 毎事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会金及び会費の金額
- (7) 基金の返還
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、当該社員総会においては、第15条第2項によって通知した事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、当該社員総会の開催日の2週間前までに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

第16条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき、1個とする。ただし、正会員が漁業協同組合である場合、当該漁業協同組合の正組合員の数が150を超えるときは、正組合員数が150を超えるごとに1個ずつ付加された議決権を有するものとする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法によりこの法人に提出しなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対して、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長、出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置等)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。

3 会長以外の理事のうち1名を副会長とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、次に掲げる者のうちから、社員総会の決議によって選任する。

(1) 会員たる漁業協同組合の長

(2) 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

2 会長、副会長及び常勤の理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子会社の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定められた特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告書等を監査すること。

- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他法令で定められた監事の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任については、理事及び監事が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項に規定する非業務執行理事等との間で一般社団・財団法人法第111条第1項に定める損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。その場合、契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (2) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 会員の入会の承認
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) 業務の適正を確保するための体制の整備

- (9) 理事の利益相反取引の承認
- (10) 基金の募集、割当て、払込み、返還等の手続きの決定
- (11) 重要な規則の制定、変更及び廃止
- (12) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (13) 理事の職務の執行の監督
- (14) 会長、副会長及び常勤の理事の選定及び解職
- (15) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第35条 理事会は、法令で別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱い)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 この法人は、解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、法令で定められた限度額の範囲内で行うものとする。

- 2 前項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び予算)

第48条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 収支決算書（貸借対照表並びに正味財産増減計算書及びその附属明細書）

2 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令で定めるところにより、前項第2号の貸借対照表を第59条の規定による公告を1年間行うものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画書及び収支予算書

(5) 事業報告書並びに収支決算書及びこれらの附属明細書

(6) 監査報告

(7) その他法令で定められた帳簿及び書類

2 前項第1号及び第2号の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に常に備え置き、一般の閲覧に供するものとし、前項第3号から第7号の書類は、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類等の閲覧方法については、法令で定めるところによる。

(会計原則)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益)

第52条 この法人は、特定の個人又は団体に対し、経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付によって、法令で定められた社会通念上不相当な特別の利益を与えてはならない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第54条 この法人は、社員総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第55条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決に基づき会長が別に定める。

第11章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法によ

り行う。

第13章 補則

(委任)

第60条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議に基づき会長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

2 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 住所 高知県幡多郡黒潮町入野2 2 1 番地2 万行第4住宅

氏名 澳本 健也

設立時社員 住所 高知県安芸郡奈半利町乙1 0 9 3 番地1

氏名 木下 清

設立時社員 住所 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2 5 3 7 番地の1

氏名 柴田 皓司

3 この法人の設立当初の役員、代表理事会長及び副会長は、次のとおりとする。

設立時代表理事会長 澳本 健也

設立時副会長 木下 清

設立時理事 柴田 皓司

設立時監事 蔭山 純由

4 この法人の設立当初の役員の任期は、この法人の成立の日から平成30年の定時社員総会の終結の時までとする。

5 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立後会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告する。

6 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、設立時社員の過半数の議決により決定する。

7 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令で定めると

ころによる。

附 則

- 1 この定款は、行政庁の認可を受けた日（平成28年8月12日）から施行する。
- 2 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日（平成31年4月16日）から施行する。
- 3 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日（令和元年8月15日）から施行する。